

# 高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル

## ② 新規申請編

入学・転入時等に、「意向登録」「受給資格認定申請」を行うための専用マニュアルです。

2024年2月  
文部科学省

# 目次

- このマニュアルでは、高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する手続きを、生徒がe-Shienで行うための手順について説明します。
- マニュアルは次の7つに分かれており、本書は「**②新規申請編**」です。
  - ① 共通編  
…e-Shienの概要や操作方法を説明します。
  - ② **新規申請編**  
…「意向登録」「受給資格認定申請」について説明します。  
入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。
  - ③ 継続届出編  
…「継続意向登録」「収入状況届出」について説明します。  
毎年7月頃、就学支援金の継続に関する手続きを行う際に参照してください。
  - ④ 変更手続編  
…「保護者等情報変更届出」「支給停止申出」「支給再開申出」について説明します。保護者に変更があった際や、休学により就学支援金の受給を一時停止する際や、復学により就学支援金の受給を再開する際に参照してください。
  - ⑤ 家計急変・新規申請編  
…「意向登録」「受給資格認定申請(家計急変)」について説明します。  
就学支援金を受給していない状態で家計急変支援の申請を行う際に参照してください。
  - ⑥ 家計急変・継続届出編  
…「継続意向登録」「収入状況届出」「継続審査(1月)」について説明します。毎年1月、7月頃、家計急変支援による高等学校等就学支援金の継続に関する手続きを行う際に参照してください。
  - ⑦ 家計急変・変更手続編  
…「保護者等情報変更届出(家計急変)」「支給停止申出」「支給再開申出(家計急変)」について説明します。就学支援金を受給している状態で、家計急変理由が生じた際や、家計急変支援を受けており保護者等情報に変更が生じた際や、休学時に家計急変支援の一時停止を行う際や、復学時に家計急変支援の申請を行う際などに参照してください。

# 目次

➤ 本書（②新規申請編）の内容は、以下のとおりです。

- 1. 受給資格認定申請の流れ . . . . . [P.4](#)
- 2. 操作説明
  - 2-1. e-Shienにログインする . . . . . [P.5](#)
  - 2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する . . . [P.6](#)
  - 2-3. 受給資格認定の申請をする . . . . . [P.8](#)

※本文中の画面表示は、令和5年11月現在のものです。

- e-Shienへのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



- 操作手順の説明動画、FAQ等

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01753.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html)



- 就学支援金制度の概要

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1342674.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm)



- 就学支援金制度（家計急変支援）の各種資料

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01754.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)

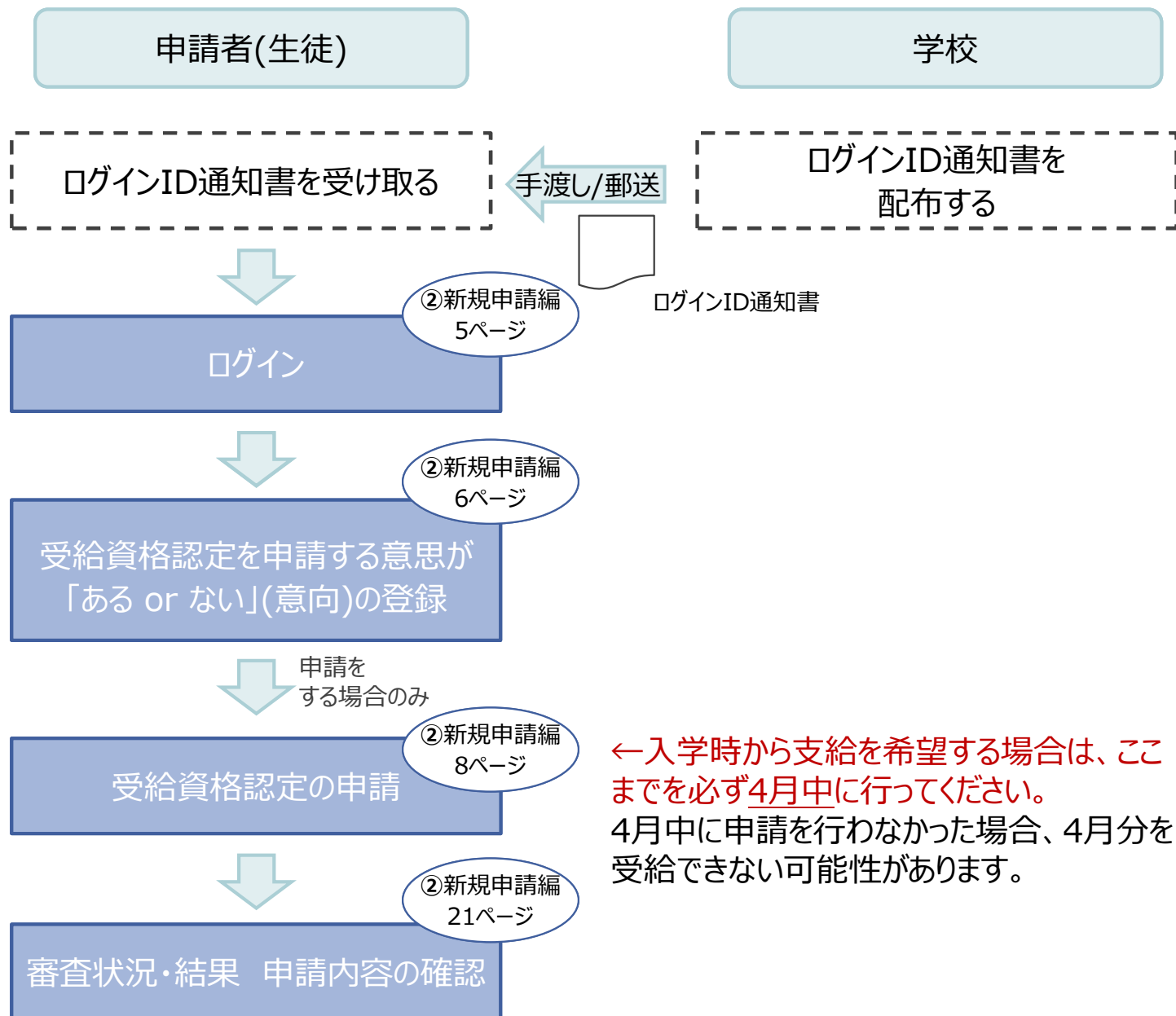


# 1. 受給資格認定申請の流れ

e-Shienを利用した受給資格認定申請の流れは以下となります。

(①共通編マニュアルの4ページと同じ記載です。)

## 受給資格認定の申請 (4月の入学時・転入時 等)



←入学時から支給を希望する場合は、ここまでを必ず4月中に行ってください。  
4月中に申請を行わなかった場合、4月分を受給できない可能性があります。

※税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。  
必ず事前に申告手続きをお願いします。(ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税の申告をしていなくても就学支援金の審査が可能です。)

凡例	
XXXX 〇ページ	「XXXX(参照資料名)」の 〇ページ参照
	e-Shienを使用する手順
	システム外の手順

## 2. 操作説明

### 2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



#### 1. ログイン画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

ログイン

1 ログインID  
学校から配布された「ログインID通知書」のログインIDを入力してください。

パスワード  
パスワードを入力してください。

I  パスワードを表示する

II 言語(Language)  
日本語

2 ログイン

III ※ログインIDをお持ちでない場合、または、パスワードを忘れた場合は、  
在学する学校の担当者へお問い合わせください。  
※利用規約はこちら

IV 利用可能なOS・ブラウザについて

3 チャットで質問する

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

#### 手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。 [6ページへ](#)
- 3 チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。

#### 補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、“日本語”または“English”が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。
  - ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。
- IV e-Shienで利用可能なOS・ブラウザを確認できます。

#### ログインID通知書のサンプル

\*\*\*\*\* 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 \*\*\*\*\*

発行日： 令和4年1月4日

発行回数： 1

1 ログインID (数字のみ)	11545683
パスワード (英字大文字・小文字、数字)※	4gUWRP4m

※「1」… 数字のイチ  
「I」… 英小文字のエル  
「I」… 英大文字のアイ  
「0」… 数字のゼロ  
「O」… 英大文字のオー  
「o」… 英小文字のオー

■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。  
■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。  
■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。  
■紛失した場合は、直ちに学校担当者へ申し出てください。  
■他人に見せたり教えたりしないでください。

## 2. 操作説明

### 2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、申請をする意思が「ある or ない」(意向) を登録します。

学校から意向の再登録を依頼された場合や、意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

#### 1. ポータル画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

新規申請

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
認定申請 (準計画費)	離職等の準計画費理由が生じたため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。 ※保護者等が国外に在住する場合などで、準計画費理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。

#### 手順

- 1 「意向登録」ボタンをクリックします。

#### 2. 意向登録画面

意向登録

1 意向登録 2 意向確認 3 登録完了

確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。

- 1  高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。
- 高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、必ず受給資格認定を学校が定める期限までに申請して下さい。期限以降に学校へ受給資格認定申請のあったときは、受給資格認定申請のあった月からの支給となり、遡って受給することはできません。

意向確認

どちらかを選択してください。

- 2  高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします。  
認定を受けた者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
- 所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。  
通知はありません。

入力内容確認

#### 手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 申請をするかしないかを選択します。
  - 就学支援金の**支給を希望する場合**  
➡上部：申請をします。
  - 保護者等の所得制限基準（世帯年収約910万円※）を超えている場合
  - 上記のほかの理由により受給資格認定の申請を行わない場合  
➡下部：申請をしません。
- 3 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成等によって異なります。

7ページへ

## 2. 操作説明

### 2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

#### 3. 意向登録確認画面

意向登録確認

1 2 3  
意向登録 意向確認 登録完了  
申請意向登録 入力内容確認 受付番号発番

登録内容  
高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況（個人番号又は税情報等）を提出いたします。

I

1

＜ 意向登録に戻る

本内容で登録する

#### 手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

#### 補足

- I 前の画面の選択内容を修正する場合、「意向登録に戻る」ボタンをクリックします。

#### 4. 意向登録結果画面

意向登録結果

1 2 3  
意向登録 意向確認 登録完了  
申請意向登録 入力内容確認 受付番号発番

①意向ありの場合、中央の「続けて受給資格認定申請を行う」またはメニューの「認定申請」より、受給資格認定の申請を行ってください。  
②失職等の家計急変事由による申請を行う場合は、「続けて受給資格認定申請（家計急変）を行う」またはメニューの「認定申請（家計急変）」より、受給資格認定の申請を行ってください。この場合、雇用保険受給資格者証や給与明細書等の提出が必要になります。  
意向なしの場合、以上で完了となります。

受付番号	申請内容
R-23-035-04-0001-1000	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況（個人番号又は税情報等）を提出いたします。

1

①の場合  
続けて受給資格認定申請を行う >

②の場合  
続けて受給資格認定申請（家計急変）を行う >

＜ マイページに戻る

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

#### 手順

- 1 意向の登録結果が表示されます。

- 申請をする場合  
➔ 中央の「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

8ページへ

- 申請をしない場合  
➔ 手続きは完了です。

#### 補足

- **誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。**  
学校に連絡し、学校による登録解除後に再度登録してください。

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

受給資格認定の申請を行います。

申請には、生徒本人の情報、学校情報(在学期間等)、保護者等情報の登録が必要となります。(8～21ページで、各情報の登録方法を説明します。)

#### 1. ポータル画面

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
<b>認定申請</b>	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
認定申請(準対象)	離職等の準対象理由が生じたため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。 ※保護者等が国外に在住する場合などで、準対象理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。

#### 手順

- 1 「認定申請」ボタンをクリックします。

#### 補足

- 7ページの意向登録結果画面から続けて受給資格認定申請を行う場合、次の「2.認定申請登録(生徒情報)画面」から始まります。

#### 2. 認定申請登録(生徒情報)画面

#### 手順

- 1 記入上の注意・留意事項をよく読んでから申請してください。
- 2 学校で登録された生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。誤りがあった場合は、この画面で修正してください。
- 3 「学校情報入力」ボタンをクリックします。

9ページへ

#### 補足

- 申請を中断した後に再開する手順は、22ページを参照してください。



## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

#### 3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (1/2)

#### 手順

- 1 学校で登録された学校情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 過去に他の学校に在籍していたかどうかを入力します。
  - ・過去に他の学校に在籍した期間がない場合 → ③に進みます。
  - ・過去に他の学校に在籍した期間がある場合 → 10ページへ
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。 → 11ページへ

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

↓ うち支給停止期間「あり」にチェックした状態の画面

#### 補足

- I-1 現在の学校で支給停止期間がある場合、「あり」にチェックします。
- I-2 支給が停止されていた期間を入力します。

- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(生徒情報)に戻る」ボタンをクリックします。

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

過去に他の高等学校等に在籍していた期間がある場合の手順は以下のとおりです。

#### 3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (2/2)

高等学校等の在学期間について 高等学校等の在学期間についての注意

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称 茨城県立〇〇高等学校

在学期間 必須 2021年04月01日 ~ 現在

うち支給停止期間 必須  
○あり  なし  
支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。  
支給停止期間とは

学校の種類・課程・学科 市町村立 高等学校 (定時制)

過去に別の高等学校等に在学していた期間について 開く +

← 認定申請登録 (生徒情報) に戻る 保護者等情報入力 >

#### 手順

- 1 「開く」ボタンをクリックします。
- 2 「在学期間追加」ボタンをクリックし、学校の名称、在学していた期間等を入力します。
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

11ページへ

「開く」ボタンおよび「在学期間追加」ボタンをクリックした画面

高等学校等の在学期間について 高等学校等の在学期間についての注意

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称 茨城県立〇〇高等学校

在学期間 必須 2021年04月01日 ~ 現在

うち支給停止期間 必須  
○あり  なし  
支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。  
支給停止期間とは

学校の種類・課程・学科 市町村立 高等学校 (定時制)

過去に別の高等学校等に在学していた期間について 閉じる -

在学期間追加 +

III 学校の名称 必須 (例) 〇〇県立〇〇高等学校

在学期間 必須 (例) 1980年01月01日 ~ (例) 1980年01月01日

うち支給停止期間 必須  
II  あり  なし  
支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。  
支給停止期間とは  
(例) 1980年01月01日 ~ (例) 1980年01月01日

学校の種類・課程・学科 必須  
--選択してください-- --選択してください--

← 認定申請登録 (生徒情報) に戻る 保護者等情報入力 >

#### 補足

- I 誤って「開く」ボタンをクリックしてしまった場合は、「閉じる」ボタンをクリックしてください。閉じずに次に進むとするとエラーになります。
- II 支給停止期間がある場合、「あり」にチェックし、期間を入力します。
- III 過去に就学支援金を受給したことがあるときは、「受給資格消滅通知」を学校に提出します。

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

#### 4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（共通）（1/3）

1 収入状況（個人番号又は課税情報等）の提出が必要な保護者等について

1 収入状況（個人番号又は課税情報等）の提出が必要な方を確認するために以下の質問について該当するものを選択してください。

Q1. 親権者はいますか。

親権者はいます。

主役が未成年（18歳未満）であり、以下に該当する場合は、

①両親がいる場合  
②親権者が1人の場合 等

親権者はいません。

以下に該当する場合は、

①未成年後見人が選任されている場合  
②親権者又は未成年後見人が存在しない場合  
③生徒が成人（18歳以上）である場合  
④親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

**手順**

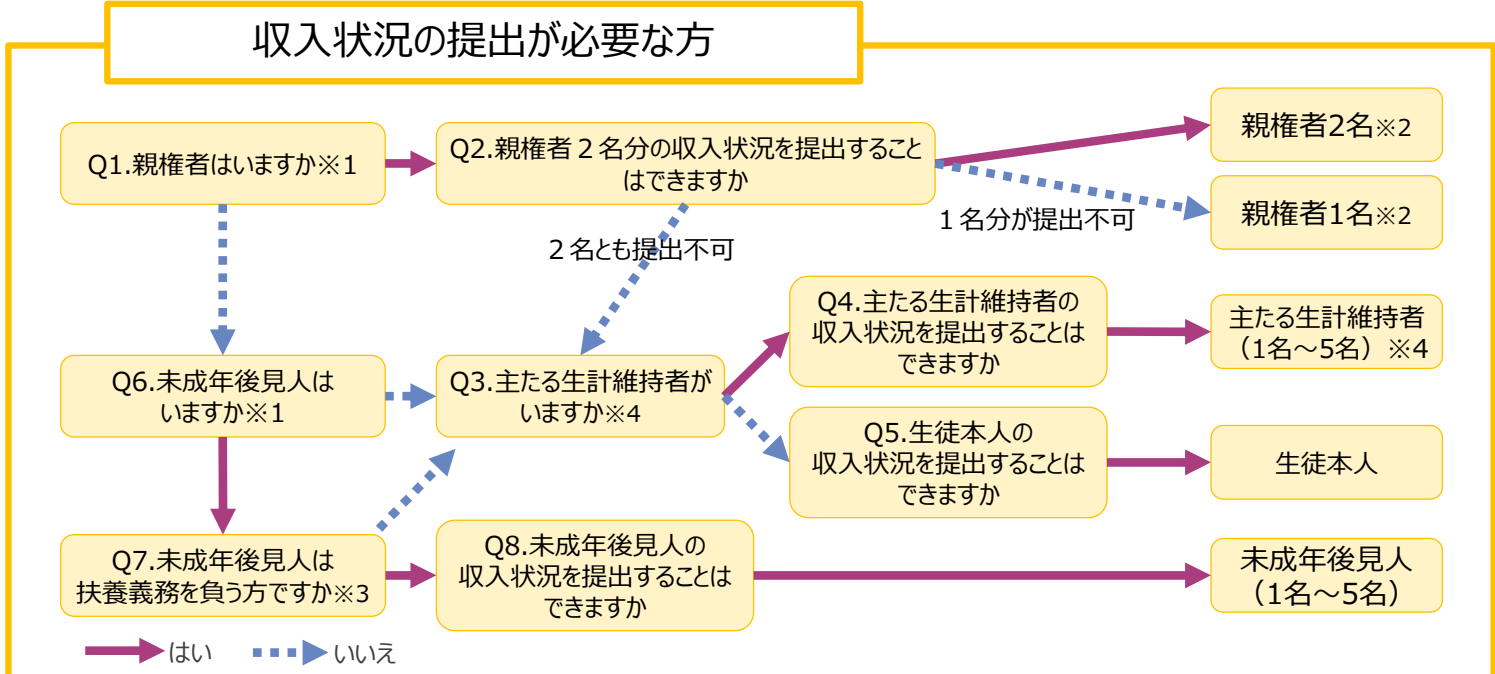
1 収入状況の提出が必要な保護者等を確認するための質問に回答します。

12ページへ

**補足**

- 各質問で選択した回答に合わせて次の質問が表示されます。（表示される質問は回答の選択により異なります。）
- 個人番号カード等を使用して収入状況を提出する必要があります。

各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます。



- ※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。
- ※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード（写）等の提出が不要となる場合があります。
  - ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
  - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
 詳細は、学校に御相談ください。
- ※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
- ※4 生徒が成人（18歳以上）であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

#### 4. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面 (共通) (2/3)

保護者等情報 保護者等情報についての注意

親権者(両親)2名分の収入状況を提出します。

**1** 保護者等情報 (1人目)

メールアドレスの入力について

収入状況を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄

**個人情報**

姓<漢字>  **必須**      名<漢字>  **必須**

姓<ふりがな>  **必須**      名<ふりがな>  **必須**

生年月日  **必須**      電話番号  **必須**

メールアドレス  **必須**      生徒との続柄  **必須**

**収入状況提出方法** **必須**

個人番号カードを使用して自己情報を提出する

個人番号を入力する

システム外で個人番号カードの写し等を提出する

**生活保護関係情報** **必須**

受給あり       受給なし

**課税地情報** **必須**

都道府県

市区町村

日本国内に住所を有していない。

保護者等情報 (2人目)

メールアドレスの入力について

収入状況を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄

**個人情報**

姓<漢字>  **必須**      名<漢字>  **必須**

姓<ふりがな>  **必須**      名<ふりがな>  **必須**

生年月日  **必須**      電話番号  **必須**

メールアドレス  **必須**      生徒との続柄  **必須**

**収入状況提出方法** **必須**

個人番号カードを使用して自己情報を提出する

個人番号を入力する

システム外で個人番号カードの写し等を提出する

**生活保護関係情報** **必須**

受給あり       受給なし

**課税地情報** **必須**

都道府県

市区町村

日本国内に住所を有していない。

入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。  
未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

#### 手順

- 1 すべての質問に回答すると、登録が必要な保護者等の入力欄(人数分)が表示されるので、情報を入力します。
- 2 いずれか1つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税地を選択します。
- 3 **個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合**「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。

➡ **14ページへ**

• **個人番号を入力する場合**

➡ **19ページへ**

• **システム外で提出する場合**「入力内容確認(一時保存)」をクリックします。

➡ **20ページへ**

※提出方法は学校からの指示に従ってください。

#### 補足

- I 漢字姓名欄とかな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、-(長音)の入力が可能です。
- II 審査完了時等にメールの連絡を希望する場合、入力してください。
- III 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。
- IV 生活扶助を受けている場合、13ページを参照してください。
- V 課税地は**その年の1月1日現在(1~6月分の申請届出の場合、その前年の1月1日現在)**の住民票の届出住所です。
- VI 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。この場合、課税地の選択は不要です。

< 認定申請登録 (学校情報) に戻る

3

入力内容を保存して  
収入状況の取得へ進む

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

生活保護（生活扶助）を受給している場合の入力方法は以下のとおりです。

#### 4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（3/3）

**生活保護関係情報** 必須

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください。

1  受給あり  受給なし

**福祉事務所設置自治体** 必須

I 都道府県 必須  
福井県

II 市区町村 必須  
-

入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

< 認定申請登録（学校情報）に戻る

入力内容を保存して収入状況の取得へ進む

#### 手順

- 1 生活保護（生活扶助）を受給している場合、「受給あり」を選択します。
- 2 福祉事務所設置自治体を選択します。

#### 補足

- I 「受給あり」を選択すると表示されます。福祉事務所設置自治体は**その年の1月1日現在(1～6月分の申請届出の場合、その前年の1月1日現在)**に生活保護を受けている自治体を選択してください。

【参考：福祉事務所一覧】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimusyo/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimusyo/index.html)

- II 「受給あり」を選択した場合、「課税地情報」の欄は非表示になります。この場合、課税地の選択は必要ありません。

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

#### 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(1/9)

##### 認定申請登録 (収入状況取得)



申請情報

1 2022年01月24日

申請日

受給資格認定申請を申請する日を入力してください。  
ただし、入学前に申請を行う場合、在学開始日(入学日)を入力してください。

収入状況取得

個人番号カードを使用して自己情報を提出する保護者等について、1人ずつ情報を取得します。

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	文科	姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)		課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税調整控除額		市町村民税調整控除額	
所得割額<道府県民税>		所得割額<道府県民税>	
所得割額<市町村民税>		所得割額<市町村民税>	
市町村民税均等割額		市町村民税均等割額	
配偶者控除等		配偶者控除等	
本人該当区分 (控除対象障害者)		本人該当区分 (控除対象障害者)	
本人該当区分 (控除対象寡婦・ひとり親)		本人該当区分 (控除対象寡婦・ひとり親)	
生活扶助有無		生活扶助有無	

2 個人番号カード事前チェック

マイナポータルから自己情報を取得する

個人番号カード事前チェック

マイナポータルから自己情報を取得する

パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意ください。  
※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。

情報が取得できない場合

操作中に前の画面に戻る場合

< 認定申請登録 (保護者等情報) に戻る

入力内容確認 (一時保存)

#### 手順

- 1 申請日をカレンダーから選択します。ただし、7月分の申請を6月以前に行う場合は、「7/1」を設定してください。
- 2 個人番号カードをスマートフォン又はICカードリーダーにかけ、「個人番号カード事前チェック」ボタンをクリックします。

15ページへ

#### 補足

- 端末 (パソコン、スマートフォン等) にマイナポータルアプリをインストールする必要があります。

※利用するための推奨環境

- Microsoft Windows 10,11
- Android 6.0以上
- iOS 14.0以上 等

- 下記のサイトよりマイナポータルアプリをダウンロードし、ご使用中の端末にインストールしてください。

【PCの場合】

<https://img.myna.go.jp/manual/02/0006.html>



マイナポータルAP

提供元: デジタル庁

【スマートフォンの場合】

• Android  
<https://img.myna.go.jp/manual/02/0026.html>

• iPhone  
<https://img.myna.go.jp/manual/02/0027.html>



マイナポータル

デジタル庁 ツール



ほしいものリストに追加

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

#### 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(2/9) ※マイナポータル画面

**1**

**スマートフォンの場合**



マイナンバーカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと密着させてください。  
◎機種ごとのカード読取位置はこちら



マイナンバーカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと密着させてください。  
◎機種ごとのカード読取位置はこちら

**PCの場合**



マイナポータル画面の「マイナンバーカードの読み取り方法を確認する」メッセージが表示されています。画面下部には「キャンセル」と「次へ」ボタンがあります。

#### 手順

- 1 【スマートフォンの場合】スマートフォンを直接、個人番号カードの上にかざします。(左側上図参照)

#### 【PCの場合】

ICカードリーダライタをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。(左側下図参照)

#### 補足

うまく読み取れない場合は…

- 一度スマートフォンを離し、再度近づけてください。
- ICカードリーダライタの接続を確認してください。

#### 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(3/9) ※マイナポータル画面



収入状況取得画面のスクリーンショット。保護者等情報入力補助用パスワードの入力画面が表示されています。画面中央には「マイナポータル」のロゴと「マイナンバーカードの券面事項入力補助用パスワード(4桁の数字)を入力してください」というメッセージがあります。入力欄には「1」が記入されています。下部には「OK」と「キャンセル」ボタンがあり、「OK」ボタンには「2」が記入されています。

#### 手順

- 1 個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

16ページへ

#### 補足

- 1 券面事項入力補助用パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字です。正しいパスワードを入力してもエラーが出る場合、入力した保護者等の生年月日に誤りがある可能性があります。「キャンセル」をクリックし、前画面に戻って生年月日を確認してください。

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

#### 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(4/9)

収入状況取得

個人番号カードを使用して自己情報を提出する保護者等について、1人ずつ情報を取得します。

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	支援	姓<漢字>	支援
名<漢字>	一郎	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)		課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税調整控除額		市町村民税調整控除額	
所得割額<道府県民税>		所得割額<道府県民税>	
所得割額<市町村民税>		所得割額<市町村民税>	
市町村民税均等割額		市町村民税均等割額	
配偶者控除等		配偶者控除等	
本人該当区分 (控除対象障害者)		本人該当区分 (控除対象障害者)	
本人該当区分 (控除対象寡婦・ひとり親)		本人該当区分 (控除対象寡婦・ひとり親)	
生活扶助有無		生活扶助有無	

1

個人番号カード事前チェック    **マイナポータルから自己情報を取得する**    個人番号カード事前チェック    マイナポータルから自己情報を取得する

#### 手順

- 1 「マイナポータルから自己情報を取得する」ボタンをクリックします。

#### 補足

以下の操作を行った場合、システムエラーが発生することがあります。正しい手順を確認してください。

- ・保護者2名分のカードを逆に登録
- ・異なる順番で操作を実施

#### 【正しい手順】

- ① 保護者1の事前チェックを実施
- ② 保護者1の税額を取得
- ③ 保護者2の事前チェックを実施
- ...

#### 【誤った手順】

- ① 保護者1の事前チェックを実施
- ② 保護者2の事前チェックを実施
- ③ 保護者1の税額を取得
- ...

#### 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(5/9) ※マイナポータルの画面

マイナポータル

STEP1: 本人同意と本人確認

都道府県又は文部科学省が高等学校等就学支援金の支給可否の判定及び支給額の算出を行うためにマイナポータルを通じて、以下の情報を取得します。

- ・地方税情報
- ・生活保護関係情報

マイナポータルの[利用規約](#)にご同意いただき、上記情報を都道府県又は文部科学省に提供することにご同意いただくことで、マイナンバーカードを利用した本人確認のお手続きに進みます。

情報の提供に同意する

1

キャンセル    **次へ**

※ブラウザの戻るボタンは利用できません

© 2017 Digital Agency, Government of Japan.

#### 手順

- 1 内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。その後、再度個人番号カードを読み取ります。

17ページへ

#### 補足

- ・個人番号カードの読み取りについては、15ページを参照してください。

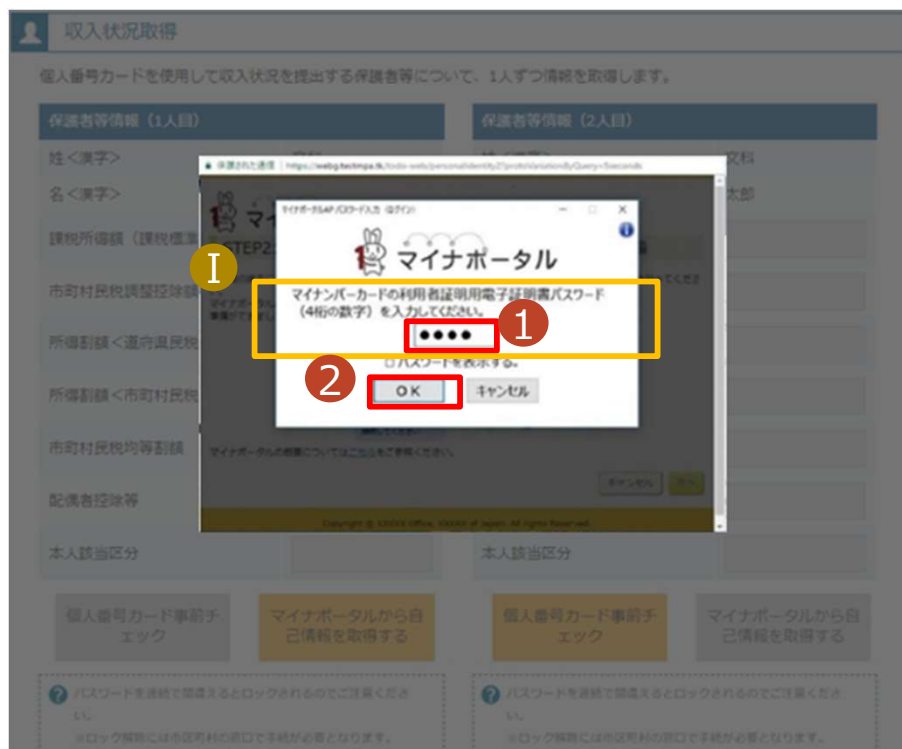


## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

#### 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(6/9) ※マイナポータル画面



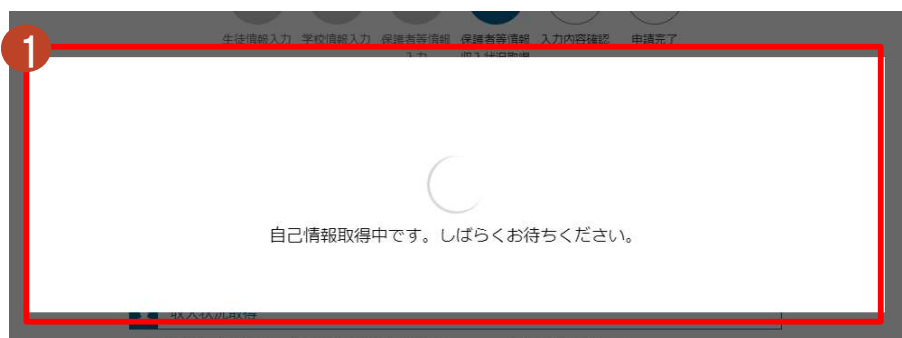
#### 手順

- 1 個人番号カードの利用者証明用電子証明書パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

#### 補足

- I 利用者証明用電子証明書パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字であり、15ページで入力したものと同じです。

#### 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(7/9) ※マイナポータル画面



#### 手順

- 1 自己情報取得中の画面が表示されるので、完了するまで待ちます。

#### 補足

- I 情報を取得できるまで、20秒程度かかる場合があります。エラーが表示されていない場合は正常に処理が行われているため、このまましばらくお待ちください。エラーの場合はメッセージが表示されます (画像は例)。

#### I

❗ マイナポータルから、一定時間内に自己情報取得に対する応答がありませんでした。取得要求中のため、しばらく待ってから個人番号カードを使用して自己情報を取得するボタンで、取得結果を確認してください。

❗ マイナポータルから自己情報が取得できませんでした。個人番号カード事前チェックボタンから、再度取得操作を行ってください。

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

#### 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(8/9)

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	支援	姓<漢字>	支援
名<漢字>	一郎	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	123,456円	課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税調整控除額	100円	市町村民税調整控除額	
所得割額<道府県民税>	20,000円	所得割額<道府県民税>	
所得割額<市町村民税>	10,000円	所得割額<市町村民税>	
婦・ひとり親)		婦・ひとり親)	
生活扶助有無		生活扶助有無	

個人番号カード事前チェック    マイナポータルから自己情報を取得する    1    個人番号カード事前チェック    マイナポータルから自己情報を取得する

パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意ください。  
※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。

情報が取得できない場合

操作中に前の画面に戻る場合

< 収入状況届出 (保護者等情報) に戻る    入力内容確認 (一時保存)

#### 手順

- 1 14～17ページと同様の手順で、2人目の保護者等の個人番号カード事前チェックと自己情報の取得を行います。

#### 補足

- 1 マイナポータルから取得した自己情報 (課税情報等) が転記されます。

#### 5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(9/9)

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	支援	姓<漢字>	支援
名<漢字>	一郎	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	123,456円	課税所得額 (課税標準額)	123,456円
市町村民税調整控除額	100円	市町村民税調整控除額	100円
所得割額<道府県民税>	20,000円	所得割額<道府県民税>	20,000円
所得割額<市町村民税>	10,000円	所得割額<市町村民税>	10,000円
婦・ひとり親)		婦・ひとり親)	
生活扶助有無		生活扶助有無	

個人番号カード事前チェック    マイナポータルから自己情報を取得する    個人番号カード事前チェック    マイナポータルから自己情報を取得する

パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意ください。  
※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。

情報が取得できない場合

操作中に前の画面に戻る場合

< 収入状況届出 (保護者等情報) に戻る    1    入力内容確認 (一時保存)

#### 手順

- 1 全員分の収入状況取得後、「入力内容確認 (一時保存)」ボタンをクリックします。

20ページへ

#### 補足

- 1 クリックすると、申請情報が一時保存され、中断後に再開することができます。再開する場合は、22ページを参照してください。

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号を入力する場合の手順は以下のとおりです。

#### 6. 認定申請登録（保護者等情報）画面

**1** 個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。  
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号

(例) 1234 5678 9012

**I** 本人確認用画像

生徒本人のⅠ個人番号、Ⅱ氏名、Ⅲ生年月日又は住所が記載されている書類を画像で添付してください。  
(例：個人番号カード、個人番号が記載された住民票)

添付できるファイルには、以下の制限があります。

- ・ 1ファイルで添付してください。
- ・ サイズは3MB以下としてください
- ・ 形式は、JPG形式/拡張子 (.jpg、.jpn)又はPDF形式とします。

画像登録時にエラーが発生した場合

システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

**II** 生活保護関係情報

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください。

受給あり  受給なし

**課税地情報**

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。  
日本国内に住所を有していない場合には、「-」にチェックを付けてください。

**III** 都道府県

--選択してください--

市区町村

--選択してください--

**IV**  日本国内に住所を有していない。

**3** 入力内容確認（一時保存）

入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。  
未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

< 認定申請登録（学校情報）に戻る

#### 手順

- 1 個人番号カード等に記載された**個人番号や氏名等を確認し、それが保護者等のものであることを生徒等が確実に確認したうえで、当該保護者等の個人番号を入力します。**  
※個人番号は、保護者等のものであることが確認されたものを入力する必要があるため、ご注意ください。
- 2 課税地が選択されていることを確認します。
- 3 「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

20ページへ

#### 補足

- I 生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。
- II 生活扶助を受けている場合、13ページを参照してください。
- III 課税地は**その年の1月1日現在(1～6月分の申請届出の場合、その前年の1月1日現在)**の住民票の届出住所となります。
- IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。  
チェックした場合、課税地の選択は不要です。

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

#### 7. 認定申請登録確認画面



##### 認定申請登録確認



1

申請情報	
申請日	
生徒情報	
氏名	支援 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2021年12月28日
郵便番号	100-8959
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	歳ヶ間 1 1 1 1 1
(建物名・郵便番号)	
メールアドレス	manual@mext.go.jp
学校情報	
現在通っている高等学校等の在学期間について	

21ページへ

#### 手順

- 1 生徒情報、学校情報、保護者等情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 内容を確認し、チェックします。
- 3 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

#### 補足

- I メールアドレス、個人番号についての確認事項は、それぞれの情報を入力した場合のみ表示されます。
- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(保護者等情報)に戻る」ボタンをクリックします。

##### 確認事項

以下の内容を確認の上、ロにチェックをつけてください。 **必須**

2

- 「記入上の注意」をよく読み、内容を確認しました。  
? 記入上の注意
- 「留意事項」をよく読み、内容を確認しました。  
? 留意事項
- 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
- 「メールアドレスの利用目的および注意事項」を理解し、メールアドレス登録に同意します。  
? メールアドレスの利用目的および注意事項
- 本申請・届出・申出の個人番号及び本人確認用画像は、就学支援金の支給に必要な手続きの過程で使用します。
- 本申請・届出・申出内容は、事実と相違ありません。
- 本申請・届出・申出に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。
- 下記について承知しました。  
収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

II

< 認定申請登録(保護者等情報)に戻る

3

本内容で申請する

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

#### 8. 認定申請登録結果画面



#### 手順

- 1 申請の登録結果が表示されます。以上で受給資格認定申請は完了です。審査が完了するのをお待ちください。

#### 補足

- I 審査が完了すると、学校から通知書が届きます。メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。
- II メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。受信拒否設定等に問題がないかご確認ください。送信元が異なるメールが届いた場合、不審メールの可能性もあります。判断に迷う場合は学校に問い合わせてください。



#### 9. ポータル画面

##### 認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	1 表示
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	

#### 手順

- 1 審査状況、審査結果、申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

申請途中で一時保存・中断を行った後に申請を再開する場合の手順は以下のとおりです。申請中断後にポータル画面から「認定申請」ボタンをクリックすると、以下の「10. 認定申請登録(再開確認)画面」が表示されます。

#### 10. 認定申請登録 (再開確認) 画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

チャットで質問する ヘルプ FAQ ログアウト

学校名 茨城県立〇〇高等学校 ログインID 11545413 ユーザー名 支援 太郎

認定申請登録 (再開確認)

申請中断時の受給資格認定申請が保存されています

保存された受給資格認定申請を使用して申請を再開するか選択してください。

1 Q. 申請を再開しますか?

はい、保存された受給資格認定申請を使用して申請を行います。

入力欄には、保存された受給資格認定申請が設定されます。中断時に入力・変更された内容の続きから入力する場合は、こちらを選択してください。

いいえ、新たに受給資格認定申請を入力します。

中断時に入力・変更された内容を破棄して新たに入力する場合は、こちらを選択してください。

保存された受給資格認定申請は破棄されます。次の画面へ進むと、続きから申請を再開することはできなくなります。

マイページに戻る

2 受給資格認定申請を行う

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

#### 手順

- 1 保存済みの情報を使って申請を再開するか否かを選択します。  
・**保存済みの情報を使用して申請を再開する場合**  
➡ 上部：はい
- ・**新しく情報を入力する場合**  
➡ 下部：いいえ
- 2 「受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

#### 補足

- ・「はい」を選択した上で保護者等情報の変更を行う場合、詳細手順については、「④変更手続編」マニュアルを参照してください。
- ・「いいえ」を選択した場合、一時保存されていた情報が削除されます。